

第3回県境不法投棄廃棄物の処理に関する住民説明会

日 時：平成16年9月6日（月）

午後6時00分～

場 所：西部市民センター和風学習室

司会　：　皆様、おばんでございます。

これから、西部地区の皆様への第3回の住民説明会を始めさせていただきます。

今日は雨で、大変足元の悪い時でしたけれども、中間処理施設のご見学にご参加いただきまして、本当にありがとうございました。午前中が36名の方、そして午後は22名の方に中間処理施設を見ていただきました。

それでは、まず最初に県境再生対策室三浦室長より挨拶申し上げます。

三浦室長：　高いところから失礼いたします。県境再生対策室長の三浦でございます。

今日は雨の中、たくさんお集まりいただきましてありがとうございます。また午前・午後、施設の方の見学、大変お疲れ様でございました。

この説明会、今日で3回目になりますが、7月の30日、それから8月の16日と、2回にわたって開催させていただきました。第1回、第2回の主なご意見としまして、これは第2回に出たのですが、提案としまして町会毎に説明会を行って欲しいと。それから県が業者と契約をした後に説明をしたことが不満であり、契約を白紙撤回すべきである。事業を進めていくには、県において情報公開を徹底して行い、住民の理解を得るのが最善の方法である。県には十分な説明をしてもらわなければならないが、住民の側から県にどのようにしてもらいたいのか提案する必要もある。委託先の施設などに対する不信や不安に関すること。こういったものが主に1回目、2回目としてご意見などが出たわけであります。

その中で、まず町会毎の説明会につきましては、今後開催要望のある町会さんに対しましては順次説明会を開催していきたいと考えてございます。

それから、先般新聞報道がありました8月2日から試行を計画していた件についてちょっと申し上げますが、7月30日の段階で事実、県としましては試行のための準備を進めてきておりました。段取りを考えていたということではありますが、住民説明会を行って、その前からかなり時間が急迫していたということで、あるいは皆様の意見を聞きながら理解を得ないままに試行を強行することは、これは決してできることではないという判断で、これは私の判断でありましたが、8月からの試行は延期、中止ということできたものでございます。

その他、これまでの説明会で皆様からの質問に対して十分にまだ説明しきれない分がいくつかあったと思いますので、今日はその分についてもご説明をさせていただきたいと思います。

それから、施設を見学されたあとの感想と言いますか、また違ったものがまたある

と思いますので、その辺の内容も踏まえたご質問やご意見もいただきたいと存じます。

県としましては、県境に捨てられました廃棄物を一日も早く適切に処理をして、地元田子町をはじめ、馬淵川流域の住民の方々の安心・安全を取り戻すとともに、運搬ルートと処理先の周辺住民の方々にご迷惑をおかけしないようにマニュアルを作成しまして対策を講ずることとしております。一日も早くまず県としましては試行を行いたいと考えてございます。皆様のご理解をいただきながらこれからの事案を進めていきたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

これから担当の方からいろいろご説明なり、ご意見に対してのお答えなどをしたいと思いますので、時間の許す限りよろしくお願いしたいと思います。

司会 : 本日、初めてご参加の方もいらっしゃると思いますので、まず対策室の職員から紹介をさせていただきます。

今、ご挨拶申し上げましたのが三浦室長です。そして鎌田対策監。それから、山田副参事。環境再生を担当しております。近藤副参事。周辺対策を担当しております。西谷主幹です。稲宮主幹です。今主幹です。交通安全等を担当しております。そして楠美主事です。

それから、今日は青森市からもご参加いただいております。環境政策課工藤さん。山口さんです。また、今日、ご見学になった方はもうお会いになっているかと思えますけれども、中間処理施設青森 R E R さんから安東社長。長谷工場長さんにもご出席をいただいております。

ただ今の三浦室長の挨拶の中にもありましたけれども、まず最初に、これまで皆さんからご質問いただきましたこと、あるいはご懸念のありましたことにつきまして、環境再生グループの山田副参事から回答をさせていただきます。

住民 : その前に。今日始めて参加した人が複数おるんですよ。資料を欲しいんですが。今渡して欲しい。

司会 : 資料、残部があれば今そちらの方にお届けをいたします。お手をお挙げいただければ今配らせていただきます。

ちょっと多いですね。お隣あっているところはご一緒に見ていただければ。今までかなり部数をお配りしたんですけれども。足りなくなればまたコピーをお作りいたしますので。お手渡しいただければ。

皆様、渡りましたでしょうか。

それでは始めさせていただきます。山田副参事から、これまでのご質問に対する回答をさせていただきます。

山田副参事 : 山田ですけれども。私の方から座ったままで失礼ですけれども、これまで質問のあったことでまだ十分に答えていない部分がありましたので、その点についてお答えします。

一つは、施設の周りの立木が立ち枯れたことがあるというお話がありました。これについては私たちも現場に行ってみました、どの場所なのかということで行ってみましたけれども、その時にご質問のあった方からお話があったとおり、現在は建屋を建設中です。これは何の建屋かということで聞いたんですけども、青南商事さんの方でシュレッターダストからリサイクルをやっていますけれども、そのシュレッターダストをさらに選別するための施設を3棟建てるとということで、その場所に建設中ということでした。それで、その周辺の木がありますので見て回りましたけれども、特に現在の段階では立ち枯れとかは確認できませんでしたけれども、今後立ち枯れとか、そういう事象がありましたら県としては専門家をお願いをしてその原因とかがもし分かれば確認をしたいと思っております。

それから、これは第1回目に出た話ですけれども、R E Rさんで過去に弘前市が回収した資源ゴミから有価物の資源を取り出す処分を委託されて、弘前市から持ち込んだ廃棄物から有価物を取り除いた残渣を弘前市の最終処分場に搬入していたのですが、その残渣の搬入量が弘前市から処分の委託を受けた量、これを越えた残渣を弘前市の最終処分場に搬入していたというのが前新聞でも問題になったという話がありました。これについては、私どもの方で弘前市の方に電話で事情を聞いてみました。その問題というのは、弘前市が回収した一般廃棄物である金物ゴミですね、空き缶とかの金物ゴミ、これから金属を回収した後のダスト、残りですね、残渣の部分を弘前市の最終処分場に搬入すると。金物ゴミから有価物を取り出して、その残りの残渣は弘前市の最終処分場に持ち込むというシステムになっていたんですけども、どうも一般廃棄物ではない、鉄工所とか工場とかから出る鉄屑等の産業廃棄物、これの残渣も混じっているのではないかと。要するに、一般廃棄物である金物ゴミの残渣だけを入れなくてはいけないのに、産業廃棄物である金属の残渣も入っているのではないかと、そういう疑いがあったということです。

そういう問題であったのですけれども、これは弘前市議会でも問題になりまして、弘前市議会の議員の方が質問をしていますけれども、その際に弘前市の当局の方では、まず弘前市の当局で処理工場の方に行きまして、処理工程を調査した結果、産業廃棄物のダストが混入して市の最終処分場に搬入された事実がないことを確認したということで答弁をしております。

これは第1回目の質問の時には、R E Rさんという話がありましたけれども、これは法人格が違いまして、事業協同組合というものがありまして、そちらの事業協同組合の方で弘前市から委託を受けた事業ということについての問題でした。

それから、施設で働いていた人が体を悪くしたということで、健康被害を訴えて最終的にお金で解決をしたという話がありました。これについても私どもの方で、当時の荏原さん、荏原製作所さん、それからR E Rさんの方にも話を聞きました。事実としては、確かに示談ですね、具体的には荏原さんの第三次下請けになっていた業者のところで最終的に示談をしたということは確認していますけれども、この経緯ですね、その示談に至った経緯とかについてはこの後R E Rさんの方から説明していただきます。

それからもう一つ。P C Bですね、現場の廃棄物にP C Bは入っていませんけれども、これはどういう方法で調査をしたのかという話がありましたけれども、これはそういうものの検査方法というのは、公定法ですね、J I S規格の公定法というのがあります、これは実際に溶出試験ということで、ゴミとか土を溶かして成分を調べるのですけれども、その調査方法によって検出されなかったということです。

大体今までの1回目、2回目の質問、大体この点まだお答えしてなかった部分があったと思います。

以上です。

R E R : R E Rの社長の安東です。今日、昼来られた方々、本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。

今突然、私、今始めて、その今出席できたわけですがけれども、今の荏原さんの話というのは、おそらくプラントの補修工事の関係だと思います。プラントの操業に入っている人ではなくて、荏原が工事のために発注した、従って孫請けというか、三次だかの人の話だと思います。従って、私どもそこには、実は詳しい話し全然分らないんです。実態は、実際どういうことがあったのか。そういうことで、私どもの社員が健康被害を受けたとか、そういうことではないものですから詳しい中身については把握できてないということです。

住民 : 遅れてきて今来て、大変申し訳ありませんけれども、この問題を、最初から全然、我々はまだ分からないわけだ。いつからこんなにゴミを溜めて、いつまでで終わって、その間に県がどういうことをしたか。それも何も説明、今日やるんですか、やったんですか。ここからお話して下さいよ。

住民 : 根本に関わることです。

山田副参事 : まず、今のご質問ですがけれども、これは今まで3回やっております、まず1回目に、先ほどまだ資料をもらっていない方にお渡しした資料で、これまでの経緯とか、これから県がどうしていくのかということは説明をしておりますので。その中でいろんな質問がございましたので。その際、いろいろな質問がありましたので、今その質問に対するお答えをしているところです。

住民 : 私は新城平岡の高杉と言います。この間、この説明会に参加した人からも大方の意見は、まず新城にゴミを持ち込む最初のところで、新城の地元の人たちには何の説明もないし、何の話もなかった。その最初のところから間違いだっって新城の人たちは思っています。だから、やっぱり話を元に戻して、そこから新城の人たちの意見もちゃんと聞いて欲しいという意見を、大方の人がそういう意見を持っているんですけど、県はこの最初のところの出だしのくい違い、新城の人たちの話を聞かないこと、そのところが間違っていると思っているのかどうか。その点お願いします。

それから、田子町の方で現地で処理して欲しいという意見が出た時に、県の方ではこれを拒否しています。その理由は金がかかりすぎることだという答弁がありました。だけど、青森県の人たちの健康と安全に関する事で、金の高い低いの問題ではないと思います。

それからゴミ、ゴミの中から出るガスの問題ですけど、このガスがいろんな種類のガスが出るものを密閉して運ぶということに大変な不安を持っているわけです。だけど、県の答弁では産廃のゴミを積み込む時にそれは発散して無くなるんだ、心配ないんだという答弁でした。何か、本当に子供だましみたいで、ちょっとバカにされているような気が私はしています。

それから、その他、試験運転のことについても、何しろやってみなければ問題点は分からないんだという答弁があったんですけど、やってみて何か起これば大変なわけで、その前に本当に十分に納得いくような検査をするのがアセスメントなのではないでしょうか。そういうふうに、いちいち、とっても県の誠意が感じられないと思っています。以上です。

山田副参事： まず現地処理の話。現地処理施設の話ですね。これは今までお話をしたとおり、

住民： その前に、なぜここに持ってきたのか。

住民： 新城の人たちの意見を聞かないでやったのは間違ったことと思っているかどうか。

三浦室長： まず、今、女性の方からの質問に先にお答えいたします、すいません。

話を元に戻してというお話がありましたが、これは白紙撤回というお話が1回目、2回目でありましたが、県としては白紙撤回は考えていません。これは、この時点で皆様に対する説明が遅れたというご批判があったわけですが、やはり契約をして、契約をしたのが7月の中旬でしたが、30日まで間があったという、その期間が長かったのではないかというお叱りはこれは甘んじて受けますが、契約を元に戻すということは県としては考えてございません。まずは県境の廃棄物を処理することが、まずこれが緊急の課題であると考えてございます。

ですから、最初の方のご質問に移りますが、この県境の廃棄物、かなり前から不法投棄されてきたということは事実でございます。県としてもいろいろな情報を田子町から受けたり住民からあったりということで、監視とか、夜間監視とかなどもやってきたわけですが、私有地に投棄されていたということもありまして、なかなかその辺が状況の把握ができなかったということで、最後は警察の力も借りながら現在になっているわけですが、ただ、やはり県に責任があるということで県の職員も十何名処分されているという経過もございました。

ただ、現在に至っては、やはり県境の廃棄物を早く撤去することが必要であろうということで今現状の回復の作業に向かって進めているということでございます。

山田副参事： 現地処理施設の話ですね。これは皆さんご存知だと思いますけれども、私も説明しましたけれども、この廃棄物を全量片付けようとしてということで、現地に処理施設を造るとなると450トンから500トン級の施設を造らなくてはならないと。そのための費用が、いろんな費用を加えますと500億円を超えるということで、県の財政上それは無理だろうということで、現在県内にある施設、そこを使って処理をしたいという方針です。

それからガスの問題がありました。このガスについてもガスの調査をしています。それで、これも説明いたしましたけれども、この現場で問題なのは揮発性の有機塩素化合物ということで、これは掘削する段階でガスが抜けていきます。それで、実際掘削・積み込みする段階で、毎日ガス検知管でガスの濃度を測ることにしております。実際、7月に現場をちょっと掘削して測ったことがありますけれども、その段階ではガスの検知はされておられません。もしこれから、もし掘削・積み込みが始まれば毎日そのガス検知管による検査をしますので、そういうデータは全て皆さんに提供するという事を考えております。

それから試行の問題ですけれども、これも県としてもいろいろな専門家の話を聞いて県のマニュアルを作っております。掘削のマニュアルとか積み込みのマニュアル、運搬のマニュアル。要するに、作業に従事する人の安全の問題、それから運搬途上における問題ですね。それから中には運搬途中で廃棄物が天蓋車の箱の中で動いて、何か別のガスが発生するのではないかと、化学反応ですね、そういうお話もありましたけれども、この話については廃棄物の専門家、県の方でいろいろな専門家の方に委員になってもらって協議会を作って、専門部会の中でそういう議論をしています。その中で、そういう心配というのはまず出なかったです。それから、労働基準局、ここにもいろんな相談をしましたが、まずそういう心配はないと。この問題は揮発性の有機化合物だということです。

ということで、マニュアルを作っておりますので、県としてはそういう形でマニュアルを作っていますが、やはり試行という形でまずやってみないと。それでまた問題点があればそのマニュアルを直して、更に安全性を確保していきたいということで考えております。

住民： 今日午後には施設を見学してきました。素人なりに、それはそれなりにいい施設だなという具合に感じましたけれども、行く前には、結局多量の廃棄物を持って来た場合に、どういう具合にそれを処理するまでのあれですね。例えば、我々はとにかく持って来て、置いて、それから処理するんだということを考えておりましたけれども、それはトラックで持って来ればそのままサイロと言いますか、その中に入れて処理をします。その能力が限界にきた場合にはトラックを止める、又は運ぶのをストップさせると、こういう説明を聞きました。その点ではまず一つ安心だなということです。

それから、今の回答に、田子の方に施設を造ると450億ぐらいかかるという話を聞きましたけれども、今日あそこの施設の建設費はいくらかと聞いたら、135億でしたか、120億でしたか。その他、後でちょこちょこ足して200億になったかな

らないかという話を聞きました。素朴に考えると、向こうの方に400いくらかかると、このところが100いくらの施設に向こうから配ってこなければいけないということは、ちょっと。それはなぜかという、ここまで来る運搬費。運搬して、さらに出た廃棄物の処理。これを八戸に持っていかなければいけないとか、いろんな青森全部を周って歩かなければいけないということを考えた場合、かえって経費がかかるのではないかと。しかも、こっちに持って来て、それも何百億だか分からないけれども、それだけかかる。結局それが終わったらそのままそのお金が無くなってしまう。田子に造ればそれが残って、施設として残って、それはまた有効利用できるのではないかと。

例えば、450億かけなくても200億でいいんじゃないですか。130億の施設でそれが処理できるのであれば、200億のやつだともう少しよくできると思うんですよ。なぜそういうことを考えなかったか。またこれから考える余地があるんじゃないかと思うんです。

先ほどの答弁を聞いていますと、とにかく早くやってしまうんだと。実行してしまうんだというのが先行して、我々の気持ちなり、そういうものを汲む姿勢が全然見られないというか。始めから対決姿勢を取っていくと、我々としても段々ガードが堅くなるというしかないわけです。もっと話し合って、どっちが、どこがいいか、どうすればいいかということ考えた方がいいかと思うのですが。まず費用面では今の意見に関してどうですか。回答して下さい。

住民 : 関連してちょっと質問があります。そのことに関連して。

緑ヶ丘町会の大平と申します。今日始めて参加いたしまして、資料も今パラパラと見ておりますが、約9年くらいかけて運び込もうという計画のようですが、この運搬費用、これから業者を入札の上選定してというふうになると思うのですけれども、しかし担当する側としても、やはりこのぐらいはかかるだろうなと踏んでおられると思いますが、その金額を教えてくださいませんか。

住民 : 回答に対する再質問があります。県の回答に対する再質問。

私、新城川の環境を守る会の小山内といいます。前回、私はまず白紙に撤回をして話し合う環境を作ってくれということ話をしたんです。それはなぜなのかと言うと、そもそもこの田子に不法投棄が起きたのは1980数年から起きたと思うのですが、とにかく大量に廃棄されたのは1991年に三栄化学工業という産廃業者が、県が認可したわけですね。これは認めると思います。産廃の廃棄場として県が認可を与えたということがあるわけです。私、調べてみたら、県がそういう産廃や何かを認可するというか、そういう認可の条件というのは地域住民の行政大綱ですか、そういうもので必ずこういう産廃とか生コンとか、そういうものは住民のある程度の合意に基づかなければできないという、これは国の法律の下に県でも行政大綱というのを決めているわけでしょう。そして、住民の了解の下でなければそういう産廃や何かは許可にならないという具合に私は考えていたんですよ。それが住民の、田子町の了解なしに県

が許可を与えていたということがあると思うんです。だから、田子町の農業委員会が農地の転用というか、その場所の農地の転用というのを認めない前に、それが、県がその業者に、産廃業者に一方的に頭ごなしにですよ、転用を認めたという経過があるわけですね。だから、これは全く田子の住民というか、それから田子町の許可なしにとにかく1991年に県が許可をしたわけです。だから、次々次々にそれが不法投棄されて、あまりにもひどいので、臭いもするし田子の住民が騒いで問題になったわけでしょう。

だから、一番問題だと思うのは、なぜ県がそういう化学工業に許可を与えたのか、住民の了解なしにね。

なぜ契約を撤回して欲しいと私がこの前言ったのかというと、今回も全く我々の了解というのは、合意が達していないわけですね。それなのにこういう具合に一方的に契約をしてしまうということが、本当に住民を逆なでするものだと思うのですよ。決めてしまっているということにはね。私はそういう具合に思っただけで、要するに、こういう産廃を設置するとか、産廃をこういう具合に不法に投棄されたという不法というのは、これは県が引き起こしたことだということをもまず謝罪して認めて欲しいと思うんです、まず謝罪して欲しい。我々にね。

そして、契約というのは、要するに住民が了解してはじめて契約というのは本当は成り立つものでしょう。だから順序が全く、民主主義のルールが成り立っていない。要するに、産廃なんかでも業者の言いなりというか、そして田子町に何の相談もなしに許可したわけでしょう。だから、そういうところに本当は問題があって、その反省に立てばとても我々の了解をしないというか、合意なしに始めてしまうという、そういうことはとても許すことはできないんです、民主的な手続きとしてできない。

それで、例えば、この問題というのは青森市やなんかでも本当は責任が問われると思うんです。要するに、我々が了解しない前にもう契約を結ぶと。そしてもっと腹が立つのは、あるところでは、三戸町ですか、契約前に説明をしたというのが新聞に出ていたわけでしょう。契約前には全く説明できないという具合にこの前回答したわけでしょう。それが三戸町にはなぜ我々に説明する前に説明をしたんですか。あるいは田子の皆さんになぜ我々に説明をする前に、契約前に説明をしているわけでしょう。これは私に対する嘘をついたということになりませんか。

以上、それに的確に答えていただきたいと思います。

山田副参事： 先に現地処理施設の話ですね。再度ご質問ありましたけれども。

確かに、これから県としてはなかなか建設費、結局建設費の他にさらにそこで焼却をしますから維持管理費もかかるわけです。建設費プラス維持管理費、焼却するための費用がかかるということで、そういうことで現在ある施設でやりたいと。そこに委託料として処理費を払ってやりたいということです。

それで、今実際、田子町の方から当時県の方で現地処理施設を造って欲しいという話がありましたけれども、そういうことでお断りしましたけれども、田子町の方にはいろんなメーカーとか商社関係とか、いろんなところから現地に処理施設を造りたい

という話が持ち込まれているようです。それを受けて、田子町の方で、役場の方でそういうふうを持ち込んできている業者さんに提案、企画書を出してもらいたいということで今話を進めているようです。その中でいい案があればその案にそって町の方で動きたいということで、県としては県の財政事情は県が造るのは非常に困難けれども、民間なりそういうところが田子町に造るということについては県としては別に否定しているわけではありません。これについては前回明鏡欄に知事名でお答えしていますけれども、そういうことで進んでいると言いますか。確かにここまで150キロ運んでくるよりはということで、県としても今までも八戸地域のそういう業者の方にもいろんな話をしてお願いなりをしています。ここだけ、青森市だけで、青森市内だけで焼却をするというのではなくて、できれば近い八戸市内、そういうところに今現在ある施設にお願いをして今協議中という事情もあります。

住民 : 数値でお話をして下さい。運賃がどのとかね。抽象的なことでは分かりにくいので。何がどのくらいかかって、こっちがどうだと数値で話をして下さい。

山田副参事 : 処理費と運搬費ですね。これについて最終的には確かに入札で競争で決めますけれども、県が国の方に実施計画というのを出しています。国から補助金をもらうために実施計画を作っていますけれども、その中の概算として処理費用としては5万円、それは運搬費込みで。1トン当たりの処理費用、運搬費込みで大体5万円ということはその計画上の計算としてはそういうことで出しておりますけれども。

住民 : 分かりやすいようにしゃべって下さい。処理費が2万8千円だとすると運搬費が2万2千円ということですか。

山田副参事 : いや、そうではないです。それは実際にこれらの随意契約をした時には、これは原則的には競争入札になりますけれども、今回は随意契約ということでやりまして、RERさんと合意した金額が2万8千円ですので、この後運搬費についてはまた運搬業者との入札で決まりますので、最終的にどの辺に落ちるかはまだ分かりません。

住民 : だから私、質問したでしょう、どのくらいを見えていますかと。

山田副参事 : それを、これは県の予定価格、入札の予定価格ですので、予定価格は出せませんので。ただ、国に出した実施計画上概算ですけれども、それでは処理費用1トン当たり5万円ということで計算していました。

住民 : 2万2千円ぐらいが大体運搬料なんだと、我々素人だから。

山田副参事 : ですから、これはこれから県の予定価格を立てて競争で決まりますので。

住民 : 分かりました。

住民 : 今の回答では、先ほど私が言ったことには全然回答になっていません。120億と450億の、どこがどうなるか回答になっていません。

R E R : 先ほど見学に来られた。あの後お話していますけれども、結局、私どもはメインはシュレッターダスト、カロリーの高いものを処理しますので、現地の物は燃える物は少ないんですよ、カロリーのあるものが。従って、ほとんどが土だとか汚泥だとか燃えない物、不燃物が多いんです。従って、それを、先ほどおっしゃいましたけれども、うちの方では従って1日150トン以上は受け入れできませんと、最大で。そういうお話をしています。従って、うちも値段でそう言われても、炉も向こうはまるっきり燃料を使って、それから炉の形態も違うと思いますし、うちは150トンしか県境のものではできないんですよ、頑張っても。ですから、それ以内だと思って下さい。ですから、向こうで500トン処理するとかいう話になってくると、私らの世界、私の世界では何ぼかかるのかとか、それにふさわしい炉がどういう炉なのか、それから先ほども言いましたように土砂とかそういうものですから、燃料を使って水分を飛ばして、そして残るのがいわゆる焼却灰として残るわけなんです。そうすると、この量も、私の感じではボリューム的にはそんなに減らないんじゃないかなと。そうするとかなり大きい埋立処分場がまた現地に必要になる。

こういうふうなことを考えた時に、実は先ほどちょっといいましたけれども、田子の人たちが見学に来られています。その時に、プラントをご覧いただいた時に、「あっちこっち見てきたけれども、豊島にも行ってきた、見てきたけれども、こんなにうまくやっているんだか」と誉められたんです。それで、その時に、これはオフィシャルな話ではないのですが、「社長、田子さ造ってくればいいじゃな」という話がありましたけれども、現実問題そこまで、私も年60ですし、そのぐらいの気力だとかないものですから、それにはちゃんとした返事もする必要もない話でしたから。一概に私の値段で「それだけでできるじゃ」と言われても困ると。

住民 : 今の話でよく分かったと思いますが、処理する量があなたたち県で考えている量とこちらで処理できる量が全然違うわけです。しかも、ほとんど不純物と言っても、処理したものはほとんどそのまま残ってしまう。一旦焼いたら、後はまたそれだけ膨大な量が残ってしまうものなんです、逆に言えば、これは処理するということになると、そんなに450億もかけなくてももっと簡単な形で現地に施設ができるんじゃないかと思う。

処理能力が150トンでしょう。そうすると、これは何年もかかるわけです。だから、仮に150トンの処理能力の施設を造ると費用はうんと安くなる。しかもその持っていったものをまた埋めて簡単にいくんじゃないですか。

それをなぜこっちに持ってこなくてはいけないか、先ほどから否定しておりますけれども、その否定する根拠が分かりません。こっちに持ってくる根拠が分からないと

ということです。

当局でも何でも何でもいいですから、我々が納得できるように。

山田副参事： まず、この廃棄物、これは平成24年度までに全量撤去、処分をしたい。これは国の補助のための特別措置法の期限が平成24年度までという期限がありますので、その中で処理をしたいということを考えています。そうしますと、19年度から本格撤去ということになりますけれども、その際には1日450トンの処理をしなければいけないということになります。それで、これは豊島の例ですね、豊島に溶融炉を造りましたけれども、その例を参考にしたんですけれども、大体焼却炉1トン当たりについて7千万の建設費がかかるそうです。溶融炉1トン当たり7千万。ですから100トン級のものですと70億ですか。

それで、その他に、ただ炉を造るだけではなくて、豊島の場合は既に直島という三菱マテリアルという金属の工場がありますけれども、そこに既にインフラ整備といいますが、電気とか水とか重油の関係とか、そういうインフラ整備が整っていたので、まず炉だけを造ればいいという状況だったのですけれども、これから現地に新たに炉を造るとなると、炉の他にそういうインフラ整備と言いますがけれども電気の関係とか水の関係とか、そういうものも整備しなければいけないということになるとそれだけの金額がかかってくるということです。

住民： そうすると、1日に450トン、今のところは150トンですか。そうすると、その差の量ですね、これはどうするんですか。

山田副参事： まず16、17、18年度、これについてはまだ450トンの処理ではなくて、県の計画としては150トンですね。実際、19年度から450トン処理できるのかという話ですね。その辺は、先ほど言いましたけれども、今八戸地域の業者といろいろな協議をしております。既にある施設で改修をしてできないか、許可を取れば、廃棄物処理法上の営業の許可を取ればその処理ができるということもありますので、その辺の協議をしています。早ければ年度末にはいくらかは処理できる可能性があるということも出てきておりますので、そういう形で県としても、ある意味で、450トン片付けるためにはもっとこれからいろんなところへも働きかけて処理してもらおうということ。それから

住民： 見通しとしては全然立っていない状態じゃないですか。

山田副参事： 今の段階で、どこどこで何トン何トンということはまだ協議中ですので言えませんけれども、とにかく本格撤去の時には450トン、これは確実に確保するということ。

住民： 建てる気もないのにそれを処理するという。見通しも立っていないのに、いいんで

すか、それで。

山田副参事： それは今、現有の施設で改修でできる部分もありますので。

住民： この資料はでたらめでしょう。これには210トンと書いてあるんですね。安東社長がおっしゃったのはね150トンですよ。なぜこの資料が出たんですか。

山田副参事： それは210トン、毎日県の方で月曜日から金曜日まで5日間で現地から毎日210トン。5日間ですから1050トンですね、これをRERさんの方に持っていきます。RERさんの方では土日休み無く毎日操業をしていますので、簡単に言いますと1050トンを7日間で処理しますので、そうすると計算で150トンということになります。

住民： その場合の監督なんですが、先ほど説明を聞いてきたのは、処理する、ある程度の揮発性がありますからそこに入れるかもしれませんが、処理能力、いわゆる車から炉に入れて、降ろしておくということはないと。

RER： 大丈夫です。

住民： その場合に、もちろん会社側がきちっとやると思いますが、責任を持って監督を管理して、おかしい場合にはそれを厳重に注意をすとか、そういう体制ができているのか。

山田副参事： それは、県が今作っているマニュアルの中にもありますけれども、まず現地の方で掘削・積み込みをする段階でも県の方で当然これは毎日。RERさんに入ってきた段階で、大体RERさんに入ってくるのは時間的には2時から5時頃の間に入ってきますので、その間県の職員が必ず立ち会って、ピットに荷下ろしするということを確認します。当然重量の確認もします。それからもちろん臭いの確認とかピットから漏れないかとか、そういうのは毎日県の方で行くことにしています。

住民： 土日もやらせるんですか。

司会： 処理は土日もいたしますけれども。

住民： 土日もさせるわけですね。

山田副参事： させるというのは、県の職員が立ち会うということですか。

住民： 焼却は業者さんがやるんでしょうけど、業者さんは土日も仕事をするわけですね。

山田副参事：　そうです。毎日運転操業をしていますので。

住民　　：　おかしくないですか。

山田副参事：　そういう炉なんですね。それはちょっと社長さんの方から。

R E R　　：　おかしいというのはどういう意見なんでしょうか。具体的に。

住民　　：　県の方の発注の仕事をするのに、業者さんは土日もフル操業でやると。1年365
　　日常にやるんだと。それは県の方針として正しい方針なんですか。

R E R　　：　まず365日は操業しません。定期修理もありますし。24時間操業をしないと炉
　　が冷めてしまうわけです。

住民　　：　24時間毎日はいいいけれども、入れっぱなしで1週間やるという方針が県の考え方
　　としてそれは正しいんですか。

R E R　　：　それはちゃんと3交替でやっています。

住民　　：　業者さんはいいいんです。県の方針はこれでいいのかと言っているんです。法律に触
　　れないのか、県の方針は。

山田副参事：　廃棄物処理法上、それは別に問題ありません。それから、廃棄物処理法上は点検
　　のための炉を休めなくてはいけない日にちとか基準がありますけれども、それは毎日、
　　逆に止めて温度を下げることによって問題が出てきますので、逆に毎日運転をした方
　　がいいということです。ダイオキシン対策とか、そういうのがありますので。

住民　　：　労働基準法のこととかがある。

山田副参事：　それは今社長さんがおっしゃったとおり、3交替ということで当然やっています
　　ので、それは。

住民　　：　業者さんはいいい、県の考え方として。じゃあ県の職員は土日はお仕事をしているわ
　　けですね。

山田副参事：　それは

住民　　：　発注というのは、今国民が土日に休みなさいと言われている時に、県の発注は業者

さんだからいい、土日もやってもらう、こういう考え方はおかしくないかと。

山田副参事： それは、いろんな職種によって

住民： 行政としておかしくないかと言っている。

山田副参事： それはいろんな職種によってあると思いますよね。病院の場合ですと。

住民： あるかも分からないけれども、根本的におかしくないかということです。

山田副参事： それは特に問題はないと思います。

住民： 先ほどの質問について、私は撤回のことについて再度質問して、なぜ県は契約を撤回しないのかということ、それからもう一つ、なぜ三戸町には説明をしておいて、我々に対しては説明をしなかったのかということを確認しているんですよ。

三浦室長： 契約の白紙撤回、これは何度も申し上げておりますが、現時点では青森市の業者しか処理するところがありませんので、今年度、これは単年度契約ですけれども今年度はR E Rさんをお願いしたいということで契約をしたわけでありましてけれども、契約してから撤去を強行したということであればご批判を受けざるを得ないわけですけれども、その前に、時間はあまり無かったわけですけれども、皆さんに現状なりについてご説明をしているということで、これはご理解をいただくしかないと思います。契約する前に縷々説明というのは、これはなかなか困難な部分がありました。

三戸町についてはちょっと今また申し上げます。

近藤副参事： 近藤でございます。

三戸町長への説明の件でご説明致します。三戸町長に対しましては、5月29日、これは八戸市で原状回復対策協議会を行いました。その際に説明をしました一次撤去の計画案に基づきまして、平成16年度から18年度まで3ヶ年、台数としては1日20台を見込んでいたことも5月の協議会の時にお出ししていました。それに基づきまして、廃棄物の運搬ルートを選定するにあたりまして、青森市、あるいは八戸市に向かう場合、国道4号を通行する方向で今検討を進めていると。ただ、この運搬ルートの確定というのは搬出する中間処理施設の決定後になりますけれども、どちらにしても国道4号を通行する方向で今検討を進めていると。田子町の現場から国道4号に抜ける場合、国道104号、それからまだ一部工事中ですが農道がございます。当面はその国道104号を通る方向で今検討をしているということでご説明をいたしました。

当然交通安全に配慮して、どういうふうな運行方法をするのか。あるいはどういうふうな時間帯で町を通るのか。そういったことはその後検討を進めますので、それは

また固まり次第ご説明にあがりますということで三戸の方にはご説明しました。そういう経過がございます。

住民 : だから三戸とかそういうところに説明をする前に、こちらの方に説明をしてから、了解を得てからの順序にならないとダメなわけでしょう。なぜそういう三戸町やなんか先に説明をして、我々には契約後にしか説明できないのかという、理由は何も成り立たないじゃないですか。その程度の説明は事前に我々にきちんと、まずここが候補に上がっているよと、そしてこういうルートでやるよということをまず説明をしないとダメでしょう。契約前にそういうことをやりなさいということを私は主張しているんですよ。

住民 : 三浦室長さんが行ったわけでしょう、三戸で説明に。それでその時に青森に運びますと、1日20台。具体的な話が全部出ているんですよ。それが6月に説明しているわけでしょう。それで我々に何で契約してからやるんですか。そこはちゃんと明確に答えてもらわなくてはダメですよ。

住民 : しかもね、このことは6月10日デーリー東北の新聞に既に載っているんですよ。東奥日報はこの8月でしたけれども。もう次の日デーリー東北に載っている。県の職員の皆さんは知っていたでしょう。こういうふうに一般紙に掲載されているのに、その後で私たち青森市民には事業者と契約する前には説明できないと判断したと、こういう県の態度は許されません。

住民 : 三栄工業を許可したのと全く同じ態度だと言っているんですよ。

住民 : それでね、岩手県の場合はもう3月頃から搬入先や運搬途中の市町村に対して、全部3月頃から説明をしてきているんですよ。ですから各市長さんが全部、じゃあこういう点はどうか、こういう点は心配ないですかと、いろいろ要望を揚げているわけですよ。そういう岩手県のやり方に比べても、本当に青森県のやり方は住民無視だと。これでいて、ここより、青森市よりないんだから理解してもらいたいとか、1日も早く撤去したいんだからということで県の考えを押し付けるやり方に、今私たち皆怒っているわけですよ。

私、ここ2・3日この新城の人たちといろいろ会って話をする機会があって、昨日もちよっと立ち話でしたけれども話をしていたら、また別の犬を散歩したご婦人が寄ってきたりして話をして、一番皆さんが怒っているのは、何で地元で先に話もしないで契約をしたんだということが一つです。それから本当に緑豊かな新城に、住民の合意もなく、今持ってくることに對しての不安や怒りを一番感じているんですよ。そういう点で、まだ本当に私たち住民が本当に理解をするという、県の考えを理解して欲しいと何度言われても理解できるような状況には全くないんですよ。

ですから、皆さんが言った白紙に戻すべきだと、私たち住民に何の連絡もせず合意

も得ないで県が勝手に決めたことなんですよ、私たちから言わせれば。だから一番最初の、前日も私言いましたけれども、一番最初のボタンを掛け間違っただですよ。ですから、途中でいろいろやろうとして、施設見学だとか田子の現場見学だとかいろいろやって、皆さんの理解を得ようと努力をしても最初のボタンの掛け間違い、そのボタンを直さない限り最後までこれは続くんですよ。私たちが不信な点を揚げればもっともあってあります。

さっき有害ガスの問題を話しましたがけれども、私たちには作業掘削の段階でガスが抜けていくというような説明をしていました。子供だましみたいで、バカにされているのではないかという感想を述べている人もいましたけれども、このこと、廃棄物一次撤去マニュアルにそういうことを書いています？書いていないじゃないですか。有害なガスが発生した時にはね、作業員の安全のためにもある基準値を超えた時には作業を中止することになっていると、こういうふうに書いてあるんじゃないですか。そして、その対策としてはシートを掛けるとか、水をかけますとか、そういうことも考えられると。そういうようなことを考えたり書いているでしょう。そういうことを何も私たちに説明しなくて、途中でガスが抜けていってしまうから運んでくる時には問題が無い、心配が無いって回答をしています。さっき、専門家の人たちできちんとやっているから心配ないような話もしたけれど、私、専門家の人危険性を指摘しているんじゃないかなと思うんですよ。そういう危険な物を密閉状態で運んで、途中で温度が高くなって、無事に着いたとしてもそれを下ろした時にかなりの有害なガスが出るし危険な状態があるのではないかって。こういうふうに指摘をした専門家の人がいるんじゃないですか。こういうことを今まで現地の原状回復対策協議会とかというところで話に出ているんじゃないですか。そういうことを私たちに何も説明してくれないで安全ですと言っても、こういうことが次から次へと起きてくれば、ますます県の態度に不信感が募るだけなんですよ。

ですから、先ほどの方も話し合う環境というのを作って欲しいと。最初にそういうのでなくて、1日も早く撤去したいんだから理解してもらいよりないんだという、そういうところから話を始めてもダメだと思うんですよ。その点ね、きちんと反省しないと。これ田子でも同じことをやってきたわけですよ。そのことが一番肝心なことなので、その辺をきちんと認識して欲しいというふうに思います。

住民 : 鶴ヶ坂の町会の倉内と申しますけれども、いろいろと私も最初の方からあらゆる説明会に出ています。私の方にも町内の説明会を開催させていただきました。今、聞いていますと、基本的にはいろいろな問題、確かにあって、全国的な問題があるんですけども、私は地元においてこの施設、安東さんの施設に立ち会った一人として、今いろいろ事の重大さを感じて地域住民にいろいろ説明をしながら理解をしていただいて、今から3年前に工場に同意をして建設を了解しました。いろいろ問題はありましたけれども、何としてもどこかに作らなければならない施設だということで、町民の皆さんにも理解をいただいて、平成9年頃からいろいろと問題があって立ち上げた施設、東北でも有数の、規模もそうですけれども、施設においてもすぐれた施設であるとい

うことを私も施設建設以来見てきましたし、事故、その後のダイオキシンも含めて煤煙の件についても何ら今まで我々には問題ありません。

私たちは、この工場そのものについては非常に安全なものと思っていますし、当然地元とR E Rさんの方で協定を結びながら運用をさせていただいている。そういう面では、田子の特別産業廃棄物を焼却したからといって、私からすれば即環境を汚染されるとか、そういうことは今の段階では考えられないということを思っています。

それで、申し上げますと、いろいろ県の説明を3回も4回も聞いているけれども、ちくはぐな点があって、先ほど私たちの町会で説明をした時は月曜日から金曜日までと、5日間で210トンだということで説明をして、1週間だということではないと思っているんですよ。それはなぜかというと、月曜日から金曜日まで5日間で210トンだと、こういうことの説明であったのに、今、まさしく変わったような形で、県の職員を土曜日・日曜日出すのかと、こういうことではなかったと思うんですよ。どっちが正しいか分かりませんよ。私は、私が言っているのが正しいと思いますし、その間業者の方で焼却についてはどういう手段で、24時間やろうか360やろうか、それは業者の方の炉の関係で決まることであるので、そのことではさっき言ったようなことではちょっと炉が違いますので。

それから、皆さんいろいろ新城の同意がないということを言っていますけれども、ここから私の所は9キロも離れているんですよ。私はすぐ工場の下に、私の所は150世帯、そこと支村も合わせれば大体3倍ぐらいの住民、この人が私から言わせれば本当の地域住民だということを考えているわけです。その中では、私の村の町会の中でもこれは絶対ダメだということの意見はありませんでしたし、まして現場の田子の住民のことを考えれば、やっぱりこの住民よりも私は大事だと思うので、そういう面ではそういう形で進めていただきたいと考えているわけです。

いろいろ、そういう施設に対する信頼度は当然あるわけですから、その辺も一つ、私たちの立場も理解していただいて対応していただきたい。これは私の意見ですので、何かあなたたちはちょっと静かに聞いて下さい。そういうことですので、その辺も合わせて申し上げたい。

以上です。私は365日ゴミの下で生活をしているわけですから、その言い分も十分理解していただいて。

(発言中に、「止めろ」、「帰れ」などの発言が多数有り。)

司会 : すいません。もう少し理性的にお話を聞いて下さい。

住民 : 私は、とても今ここにいて場違いなところにいるんだなという思いがだんだんしてきました。本当にこれをきっかけにゴミのことを勉強したいなと思って来たものですから、午前中の施設の見学にしても、「ああ、そうか」というふうなことを思いながら。でもどうして田子に造れないのかなというのがあります。そうしたら、社長さんの方では汚泥の方が多いので無理なんだというお話も、「ああ、そうか」。でも東北エリアでやれるということをちらっとお聞きした時に、じゃあもっと他のゴミのところを何

とかすればそこに施設が造れるんじゃないかという思いがあります。

そして、それとちょっと仙台の方にたまたま行ったら、そこにはすごい大きな施設があって、そこでは福利厚生施設としてプールもあって、そしてリサイクルの学習のために、そうしたら私、まだエコプラザなるものをまだ見学してないものですから分かりませんが、いろんな家電を貸し出すような施設もできていると。そしていろんな学校とか小学生たちがゴミ問題の勉強のために見学に来ている施設があるというお話をちょっと聞いてきた時に、「いや、そういうのが何とかできないだろうか」という、そういう思いでここにいるんですが、何かとても場違いで、いるだけでとても苦しいです、ここにいるの。どうして穏やかに話ができないのかなと。多分最後まで私はいれないだろうと思うのですが、何かすごいんですね、すいません。

司会 : すいません、違う方に。たくさんの方にご意見を頂戴したいので。
今後ろの方にまいりましたので。

住民 : 私はね、午後施設を見学に行っただけです。非常に立派な施設だというふうに思っています。ただ、若干ひっかかるところもあるんですけども。例えば、何かあった時はブザーが鳴って赤ランプもつきますよということなどがあったただけでも、何かあったらということは非常に気にかかる言葉です。何かあったらでは大変なんです。もし各炉が皆止まってしまうということにもなるし、非常に危険な感じを持ったというのが一つです。

それから、県の方にお聞きしますけれども、マニュアルというのを先ほどおっしゃってましたね。マニュアルは一体いつ作ったのでしょうか。そして、マニュアルが住民の方々が参加して作ったのかどうか、そういう点をお聞きします。田子町では、最近8月になって県の方にご意見を出しているんですね、疑問点。その資料などございますか。もしあったら、そのマニュアルも、それから田子町対策室の方に出した資料も公表していただきたい。その田子町で出した一部にはこういうことがあるんですよ。掘削した廃棄物、その容積だけ測って重量を測っていないというのがマニュアルにあると言っているんですよ。例えば、自動車に積んだものの容積だけで、重量を測っていないのがマニュアルだと言っている。そうなっているんですか。もしそうだとすると、じゃあ現場に、業者に運んだとき、業者が一々自分でその重量を測らないといけない。おかしいのではないですか。こういうマニュアルの作り方で、しかも住民が参加して作らないで、あなたたちが作って公表もしないで、これで一体どうなるかということを田子町で最近8月ですよ、皆さんに疑問点を出しているんでしょう。

問題はそういうふうにして、当初から、先ほどの方たちが言ったように、最初から皆さんのやり方が間違いであったというふうに認識しているかという質問もありましたね。住民をバカにしているんじゃないですか。この事業は田子町から155キロもかけてここに運んでくるんですよ。このこと自体を見ただけでも非常に広い広域的な住民の問題に関わってくるものです。それをコソコソコソコソと、重大なことを住民に一つも相談しない。あるいは説得できるような資料も出さない。マニュアルの例だ

ってそうです。そういう格好が今日に至っているんじゃないですか。

従って、まだまだたくさんの疑問点はいっぱい残ります。例えば、運んだ場合に延々と155キロ運んだ場合に、20トン車の車で何台も連れて来るんでしょ。数珠繋ぎになって。その時の排気の問題とか、様々な問題が出てくるんですよ。そういうことを考えられないんですかね。問題は、住民の考えを聞こうとする姿勢が足りなかったんです。そこに大きな間違いがある。行政というのはそれでいいかということが今問われているわけですよ。社会生活のあらゆる面で民衆の自由と平等、この気持ちを尊重して、そして住民の幸せのために住民の意思に基づいて行うという姿勢こそが皆さんの行政の本来の姿でないんですか。そこに欠陥がある。

従って、先ほどの方々が言っているように、白紙に戻して改めて納得できるような説明を何回でも開くということが基本的な問題だというふうに思うのです。

以上。

R E R : 今日はありがとうございました。私の説明が足らなかったらお詫びします。

今日の質問の主旨は、ボイラーに付着物で閉塞すれば爆発するんじゃないかという話だったと思います。それは、溶融ファンと言って、大きな風で引っ張っています。引っ張っていますから、閉塞が進めば、万が一進めば落とす清掃装置を持っているんだけど、万が一進めば静圧って、引っ張れなくなるような状態になるわけです。従って、もうそれは大丈夫ですよと、その前に炉を停止しますよという説明だったんです。

もう一つ、人間が運転をしていることなので、閉塞はただ人間が見てやっているんじゃないくて、機械的にも少し進んだ段階でそういう警報を鳴らして注意して下さいねと、そういうふうにならなくていいよということであって、何が起きたから警報が鳴るということではないのを補足して説明させてもらいます。そういうことです。その件に関しましては。

山田副参事： マニュアルの話。マニュアルの作成の話がありました。このマニュアルについては、県の方で対策協議会というのを作っています。これは専門家の先生と田子町の代表の方5人入っております。そういう公開の場の協議会で、県の素案を示して、そういう協議会の場でいろんな意見をいただいて修正すべきものは修正しております。その案を作って、その後田子町の方に行きまして住民説明会という形で田子町の住民の方にも説明をして意見をいただいています。その後に田子町の町長さんの方からお尋ねしたい事項ということで質問がきております。その内容については、当然これから協議会の中にまた出してどういう意見になるのか、そういう意見をいただきながらまた直すべきものは直していきたいということで、決して密室でやっているわけではありません。公開の場の協議会でやっていますし、田子の方には説明に行っておりますし、欲しい方にマニュアルをコピーして差し上げます。

以上です。

西谷主幹 : 量だけを測るというふうなご指摘がありましたけれども、これは住民の方々からも質問がありましたけれども、両方、立法メートルでも把握しますしトンでも把握すると。両方把握しながらやっていくということはマニュアルに書いてございます。これは町の方の誤解だと思っております。これはちゃんとマニュアルの方には両方で把握していくというふうに記載しております。

住民 : マニュアルそのものについて。マニュアルそのものが変わっているんですよ。現地の実際の作業で。従って、マニュアルそのものを検査する、そういう体制ができていますか。そして、マニュアルをさっき言ったように皆さんに公表をすると、各町内会の会長さんだけでもいいから、どんどんどんどん出していくということができませんか。

山田副参事 : お答えします。マニュアルについては、常に進化していくと言いますか、今作ったマニュアルを固定していくという考えは全くありません。これから19年度になりますと、1日に450トンの処理ということになっていきますから、ここ3年間は150トンの処理ですけれども、その処理をしながらまた当然不都合な部分が出てくると思います。そういうのは逐一修正していきます。それから、各町会長さんにマニュアルを提供してくれないかと、それはできます。町会長さんにじゃあお渡ししますので、皆さんで参考にしていただければと思います。

住民 : 田子町の、県の対策室が出した田子町の資料も出すんですよ。

山田副参事 : それも一緒にお渡しいたします。

司会 : 今のマニュアルの話ですけれども、少し分厚いものになりますので、町会長さんのところにおいて回覧するなりしていただくということでそれはお許しいただきたいと思います。

住民 : ちょっと別の立場から質問しますけれども。去年、八戸工業大学が文科省に申請を出して、田子の産業廃棄物を処理することで大型プロジェクトを申請して、申請が認められて、数億円単位の予算がつくことになっています。その関係と県の考え方を説明して欲しい。

それからもう一つ。いろいろ資料を見ますと、あの場所から出てくる水質の関係をいろいろと調べているようですけれども、大した影響は認められていないようなんです。今までのデータを見ますと。となれば、なぜ今急いで青森までゴミを運んでくる必要があるのかと。だから、八戸工業大学の研究結果を待って、それからでもいいし、水質関係だけだったら水質の処理を十分に、それは簡単にできると思うんですね。水質の方は。いろんな浄化施設を造ればいいわけですから。だから、なぜ急がなければならないか。そこら辺よく分からない。だからね、八戸工業大学の研究結果を待つ

て、それからでもいいじゃないか。だから白紙撤回をお願いしたい。

鎌田対策監： 今のご質問、八工大の関係ですね。私、2・3日前に八工大の方とちょっと打ち合わせをしてまいりましたので、そのことについてお答えします。

まず八工大では15年度から19年度までの5年間、文科省の補助金でこの県境の廃棄物についていろんな研究をしたいということで、約5億円の補助金をもらってやっています。その内容は、まず水質の調査、それからあそこのゴミを何とか再利用できないだろうか。それから今回、例えば焼却した場合スラグというのが出てきます。石みたいな塊が出てきます。この石みたいな塊を何とかその他の、今漁礁とかそういう路盤材に使っていますけれども、その他に利用できる方法はないだろうか。そういうような研究をこれから5年間、これからと言うか昨年度から開始しております。その中で、本県との関係なんですけれども、例えば水質の状況、あそこでは確か5カ所だと思えますけれども、現場の周辺、それから現場の中、5カ所に自動測定器というものを付けて、それをいつも監視、数値が出てくるように大学の中でそれを監視できるようにしております。そのデータについては我々も今後県の方とか、あるいは地元田子町の事務所あたりで見れるようにしていきたい。そして常時そういうような水質がこういうような状況なんだということを住民の方がいつでも見れるような状況にしていきたいという具合に考えております。

それからもう一つは、現場の中に2カ所監視カメラをつけています。この監視カメラで何をするのかというと、いわゆる撤去状況、それから地形がどのように変わっていくのかということを経々刻々監視して行って、それを記録しておく。そしてそういうものを住民の方が見れるようにしておくというような状況にしております。

それからもう一つは、スラグの研究ですけれども、これについては実はまだ処理しておりませんので、これについてはもう少し時間をかけて研究していきたいという具合に今しておりますので。それで、再利用です。あそこのゴミを何とか利用できないだろうかということで、今の大学のメインはこれになっていると思います。いわゆる、全国に不法投棄がいっぱいあります。その不法投棄されたもの、あるいはそういう廃棄物を何とか再利用できないだろうかということで、これから手につけるとい話を伺っております。

それから監視の方もまだ試験中でございますので、そのデータについてはまだ公表できないというような状況にあって、あと1ヶ月ぐらいでできるのではないかといいことでございます。

それからゴミの撤去ですけれども、なぜそんなに急ぐのかということでございますけれども、今でも実はあそこの中にいろんなゴミが入っていて、その中に浸出水って汚い水があります。それがあそこの現場というのは高台にあります。高い山の上にありますので、その中の水が染み出ている、我々の言葉で浸出水と言っていますけれども染み出てきております。できるだけ早くその浸出を止めなくてはいいですね。それを止めるために遮水壁を造って、そして溜まった水は下の方に水処理施設を造ってきれいにして出していきましょう、そうすれば環境への影響は無くなるでしょうと。

その間に地元とのお約束で、基本的に全量撤去しなければならないということでございますので撤去したい。ところが、先ほどから言っている国との法律の関係でどうしても24年度までにこの事業を終わってしまわなければ補助金が入ってこない。そうということで、できるだけ早くから、今壁を造る前に撤去できるようなところもありますので、その部分を先に撤去を少しずつでも撤去して行って、そしてできるだけ早くあそこのものを無くして元の環境に戻していきたいということで今できるだけ早く撤去していきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

住民 : 3点ばかり確認と質問させていただきます。

先ほど、運搬中にガスが出てくる心配はないということを始めに言って、それで後でそれに対して「おかしいじゃないか」というふうな質問が出ました。それについてどうですか、県の方で。認めてくれるのでしょうか。

それから、その時のたしか席で、私見たんですけれどもね、私たち住民が知らないようなことが出ていますよ。それは雪のことなんですね。新城地域は非常に雪が多いところであると。そういうところに本当は冬のあたりどうなるんだろうかというふうな心配の意見も出ていました。私が思うに、そうした非常に貴重な意見なんかが出てくるにも関わらず、何で県の方の中に立っている人たちがそういう役を取り持ってくれないのかなと。反対に、全く知らないことばかりが出されてくるんですよ。

例えば、会社との契約だけじゃないでしょう、収集、それから運搬、それから警備会社とも契約をしているわけでしょう。そういうふうなことを一つにしてしまわないと全然話が進まないじゃないですか、これは。これがまず1点ですね。

それから第2点は、今の産業廃棄物の法律に従いますと、排出者の自己責任ということで処理責任になっていますよね。県はどの辺までそれを追究していったんでしょうか。1万社を超える企業がそれに関連したというふうに言われています。そして6社か7社か、確かあったはずなんです、措置命令出したのが。そして、これは責任に関わってくる問題というのは、本当を言えばそこからなんです。つまり、企業そのものを追及できないものがあるわけでしょう。それは県が許可を与えた委託業者だからですよ。ですから、自分たちが許可を与えた委託業者に対して、今度企業が許可を、これが見えんかというふうな形で企業の方で出しているわけでしょう。そうすると、これはなかなか自分の方で、企業の方では詐欺にあったような形になるんです。つまり、お金を払った他に今度責任を後で問われちゃうと。そういうふうな形になるわけでしょうね。産業界は有名な言葉があると聞いてるんですけどね。許可書は信用できない、信用するなと。それからマニフェストも何もこれも信用できないと。そういうふうなことが何か通用していると。これね、こういうふうなことをもたらしていくということが、本当を言えば責任なんですよ。そしてそのために数百億円というふうなお金を取り出してくるわけでしょう。それは税金なんですよ。そのようなものを持っていながら、そうしたことにまで入ってくるとは思わない。まず排出業の方に責任を取らせてもらいたい。福井県の方では関連自治体に対して何かそういうふうな撤廃

のことについて、措置のことでお話があったようですよね。そういうふうなこともやっているところもあります。だから、自分のところのゴミは自分のところで処理するんだというふうな姿勢を青森県としてきちんと打ち出してもらえないものかなと思うんですね。何かお金があればもう何でもかんでも受付けてしまうというふうな、そういうふうな何か、いつもそういうふうな根性を見せつけられているとね、情けなくなってくるんですよね、本当はね。我々の姿勢として、やはりそういうことを一つ踏まえておきたいものだなというふうになります。

それから先ほどから、もう一つ土砂の問題ということで、非常に軽く言われてきておりました。汚泥だと。ただ世間の泥じゃないかというふうなイメージで我々には伝わってくるんですが、決してそうではないでしょう。これは特定管理産業廃棄物ですから、爆発性があって毒性があって感染性があるというふうになったわけでしょう。そういうふうにして指定されているでしょう。それを運んでくるわけですよ。この間道路を弘南バスとトラックと事故が起こったりしているわけでしょう。青森市内の中を真冬に端っこから端っこまで来るんですよ。そうするとね、どんなことが起こるかということは、もう協議会の方でも十分いろんな話が出ているじゃないですか。

例えば、もっと計量以下に削って、少なくして車に入れてやるようにしなくちゃならないとか、そうした意見だって出ているじゃないですか。そういうふうな意見をどんどん出していくようにしたら、もっともっと生の声で話せるような形ができてくるんじゃないかなと思うんですね。ただ、今のところはもうこれお互いに不信ですよ、まだまだ今まで、これが終わるとまた新しいやつが次の日の新聞あたりにまた出てきたりすると、またガックリしちゃうんだよね。こういうふうな形。

以上3点についてお話しました。

住民 : ちょっと、1分もかからないんですよ。先ほど鶴ヶ坂の方ですか、意見が無かったということについて、ちょっと一言。

私はあの鶴ヶ坂の方をずっと聞いて歩きましたですよ。そうしたら、「なぜここまで持ってくるのかな」と。「いらぬのに」と。「今までいっぱいあるのに」と、こういう人たちが何人もおりましたですよ。

以上。

住民 : どういう形で言ったか分かりませんが、私たちは住民説明会を開催して、そこでの中での意見の集約であって、ただ私も前申し上げたけれども、ゴミそのものについては本当に私も基本的には好むものではございません。ただ、やっぱり立派な施設ができたということに対する誇りを持ってますし、やっぱりそのことに産業廃棄物、あるいは汚泥に関するものを焼却をするということで申し上げているのであって、そのことに対して私の意見にとやかく言う、私は一番近くに住んでいて一番そういうことに精通しているし、何回も工場も見ていますので。そういうことで、確かにどこに行っても賛成や反対がありますよ。住民投票をやればどういうふうになるか分かりませんが、そういうことで他の町内のことを批判したり、あるいは中傷したり

することだけは止めていただきたい。こういうことでございます。以上です。

司会 : 先に質問にお答えいたします。

鎌田対策監 : まず、ガスの運搬中にガスが大丈夫かということなんですが、まず先ほどから言っているように、積み込みの時にガスの調査、検知管というガスを調べる管があるんですけども、それで調べます。その時に大丈夫という、濃度の問題はありますけれども、大丈夫だということで積み込みを始めます。その問題は、天蓋車といういわゆる密閉型のトラックで来ますので外に漏れることはまず無いだろうと。それからまた低濃度、濃度はあったとしても相当の低濃度になっているので、その危険性はないだろうと我々は思っております。

そういう意味でも、今回これから練習をしてみて、試行という言葉を使っていますが、練習をしてみてそういうような状況、大丈夫だと思いますけれども、我々はその辺は信用しておりますし協議会の中でもそんな話は取り立てて出てきませんので大丈夫だと思っております。ただ、いずれにしてもそれを一回やってみないとちょっと、ここで何%無くなる、それから絶対大丈夫だと、絶対という言葉はここでは言い切れないということでございます。

住民 : 試行して初めて分かるということ、考えてないわけでしょう。大体試行してみて初めてなんて、おかしいんじゃないですか。

分からないことがいっぱいあるんですよ。

鎌田対策監 : まだ今の方のご質問がまだございましたので。

それから排出事業者の責任の追及の状況でございますけれども、今1万何社、1万6百社についていろいろと調査をしております。そのうちの半分ぐらいは大体終わっております。今までに6社に措置命令をかけて片付けてもらったということをやっております。それからこれからもそういうような排出事業者の中で違法性があれば、これは徹底して追及していかなくてははいけない。分かっている、違法なことが分かっているゴミを処理した、出す人がちゃんとしていなければならないということは、これは話したとおりでございますので、その人のその会社に対する責任というのはこれから9名、この担当がおりますけれども、この9名で徹底して岩手県と一緒にやっていこうということで今進めております。

住民 : 質問と意見があるんですが、許してください。

山田副参事 : 雪の問題という話がありましたけれども、多分これはあれですか、田子の現場ですね。田子の方が積雪地帯ということもあります。冬場、天気良ければ掘削、積み込み作業はしたいと思っておりますけれども、降雪があまり激しい時は掘削、積み込みの作業は中止するというところで考えています。

そういうことでよろしいでしょうか。

住民 : 一回だけ許してください。

一つはどういうことかと言うと、私は新城川を守るというか、そういう立場で言っているんですが、ここにいろんな産廃場とかそういうものがたくさんできてきて、元々いたドジョウとかナマズとか、これはヤマメとかイワナとか、昔はいたんですよ。ところが現在はそこごく普通に見られるドジョウなんかでも本当に少なくなりました。ほとんど見られなくなった。

隣の鶴ヶ坂の町会長さんが言っているんですけれども、私はある小さい地域だけの問題として捉えるのではなくて、是非全体の問題として捉えていただきたいと思っているんですよ。

と言うのは、今今、いろんな産業廃棄物やなんかがどんどん燃やされていけば必ずアレルギーと言うか、アレルギーの基になるいろんな細かい粉じんやなんかが出てくるわけですね。今すぐ出てくるのではないんですよ。将来子どもたちや何かにも必ず、今でもどんどんアレルギーが多い子どもたちが出てきています。子どもが随分いろんな、喘息とか、そういう子どもたちが増えてきているんですよ。

だから、物を燃やすということは必ずそういうアレルギーを増やすんだということなんですね。だから、本当にきちんとした安全な対策を取るということであれば、今きちんとした疫学的な調査、要するに小児ガンとかいろんな発病率、喘息とか、子どもたちの発病率やなんかをきちんとして、将来それが増えていかないのかきちんと検証をする必要があると思うんですよ。皆さんが本当に安全を保障するんだとすれば、私は必ず燃焼させればそういうアレルギーというのがどうしても出てくる。今現在も、そういう具合にたくさんのいろんな廃棄物の物がいっぱい新城の新城川の流域に出てきました。

私は新城川を守るために親和生コンというものを造るのに反対をしました。その親和生コンのあそこは40軒しかないから全て回りました、一軒一軒署名を持って。そしたら、23名かな、反対の署名をしてくれたわけですよ。それでも町会長さんは賛成しました。ごめんなさい、支村の部落で。私は地元の了解という場合のその地元というのは、例えば今これから孫内や何かの産廃という大きな鹿内組がある大きな産廃場もあります。しかし、これは鹿内組は孫内の部落から土地を買っているんですね。そここのところにアセスメントというか合意を求めても、これはすぐ合意すると思いますよ。反対するというのは考えられません。しかし、そこで合意したとしても、その流域、新城川には廃棄物が出てくるわけですよ。地元の了解という場合、本当に狭い意味だけで考えていると思うんです、皆さんはね。

始めは何か聞くところによると、この新城でも説明会を開かない予定だったのが、いろんな方のあれで始めて開くようになったということなんです。だから、住民というのは地域住民というのは少し広く考えて欲しいと思うんですね。広がりがあるということもきちんと考えて欲しいということ。

そして、是非すぐ傍だけ、その直下だけの数十軒の合意というので進めるというこ

とにしないということと、それからそういう地元というか、直下だけの範囲で考えるのであれば、これはほとんど合意されたも同じ、支村でもほとんど反対でも賛成になるんですからね。だから、私自身は本当にそういう地域住民の合意というのは、本当にかかなり広い範囲の合意を取り付けて欲しいということと、それからあと差別をして欲しくないということなんです。

どういう意味での差別かと言うと、昨日田子や何かの現地見学会を鶴ヶ坂とか支村をやっているわけでしょう。しかし、それはなぜ私たちに呼びかけていただけないんですか。そして、私たちも是非田子の現場も見たいし、それから田子の住民と一緒に話し合いをしたいし、そして本当にいい解決はどんなのかということで県の皆さんとも率直に話し合いたいと思っていますよ。青森県で解決しなければならないことなんだから。それにしても契約を振りかざしているのではとてもダメだというのが私の意見です。

以上です。

住民 : 今回も平行線を辿ってしまっているんですけれども、元々、何度も言いますけれども、この田子の問題は県が一番大きなミスをしていると。三栄ですか、あそこに許可を出して、その後に違反をして停止させて、その後にまた別なものも許可をしているというふうなことでできていまして、田子の住民、また田子の議会でもこの焼却場を造ってもらいたいということを県の方に要請もしているし、後は試算も出して、逆に安くつくんだよというふうなものも出してきていると。まるで県民とか地元の行政をまるで無視してきているというのが田子の状況です。

また、青森については我々に対しての説明も、前から聞きますと本当に嘘を言っているような感じでね、きていると。あと青森市の行政に対しても契約が終わった後に説明に行っているとか。あとは、青森市が県に文書を出したと。その文書を今日は皆に配るということでこの前話をしたけれども全然持って来てないと。その辺で、まるで住民なり行政を無視した形でやってきている。このような状況で、本当に話し合いをしようと思ってもできないんですよ。冷静に話し合うためには、まず白紙撤回をしてから、それからでなければ受けることはできないんじゃないですか。まずここに一回戻していただきたいと。これがここにいる方々の大半の意見ですので、これ以上話をして進みませんよ。全然話し合う気がないというのが現状です。

住民 : ちょっとだけ。一つだけです。

もう既に回答をしたと思うのですが、運んだ量のスラグが出るわけですが、その行き先はどこにやるんですか。それが一つ。

それから、焼却した場合の成分ですけれども、大半のスラグが安全だという実験をしたんでしょうか。その二つだけです。これはすぐ答えることができますので、一つ答えて下さい。

R E R : 私の方から。今日ご覧いただきましたスラグです。当然溶出試験、それから骨材と

して使えるか使えないか、これも工業試験場に出して全部やっております。それで簡単に言えば、問題ないよということで、どこにというのは、そういう固有名詞は出せないんですが、そういう業者さんのところに販売をしております。ですから成分等もうちの方で。

住民 : 今までのことではなくて、これからどこに運ばれでしょう。それが何十トンも何百トンも出てくるわけです。その量だけ全部撤去しないとダメでしょう。撤去先。

R E R : 撤去した向け先ということですね。
先ほどちょっと誤解されている部分があると思いますけれども、持ってきた分が全部スラグになるということではなくて、焼却灰が解けてスラグになりますので

住民 : 量はほとんど減らないんじゃないか。

R E R : そんなことはないです。今日の説明でありますように、90%近く熔融しますけれども、熔融する成分としないものがあるわけです。例えば水分、水分は水ですからこれは熔融しません。蒸気になって出ますから。それからあと不燃物、600度で燃えないもの、ガラス・石・鉄・金属類ですね、これは当然スラグになりません。

住民 : パーセントとしてどのくらいですか。

R E R : 残るといのはスラグですか。

住民 : 焼却した後の量ですね。最初の量と、それから焼却した後の量はどのくらいのパーセント。今までのものではなくて、田子の廃棄物を焼却した場合のことです。さっきから聞いていますと、ほとんど成分というか、ほとんどないと。ほとんどがそのまま残るとい話を聞いたんですが。さっきの説明の中で聞いたんですが。

R E R : 私のですか。

住民 : 今までのあれと違うと思うんです。だからそのことを県の方でちゃんと大学なりに依頼をして、ちゃんと成分を検査したのか、量が何%か

R E R : 廃棄物の成分ですか。

住民 : 県の方に答えてもらいたい。

山田副参事 : 現場の廃棄物ですね、これについて今分析はしております。現場の廃棄物の重金属とか。結果はまもなく出ると思いますけれども。

それからもう一つは、実際燃やしてみてもという話でしょうか。

住民 : だから、それをやったんですか。

山田副参事 : いや、まだそれはやってないです。

住民 : やらなくてどうして

R E R : ちょっとそれは間違いです。すいません。先ほど、県の方で措置命令を出したと、東京の方の業者の一部から数トンですけれども入っております、依頼されて。それから三栄化学さんの方で発覚した時に、三栄化学さんの方から頼まれて、今日ちょっと2千トンと言ったんですけれども、ちょっと記憶があれだったものですから、1千トンから2千トンの間ぐらいを処理しております。

住民 : 県の方ではまだやっていないわけですね。

山田副参事 : その辺のところは試行の段階でやってみたいというふうなことです。

住民 : やって見ないと分からないということですか。

山田副参事 : 実際、今16年度から撤去する部分というのが16、17、18年度、堆肥様物ということで大体性状が均一化しているものですので。

住民 : 焼却した後のいろんな物質というか、スラグとかその他の金属というか、そういうものが有害かどうかとか、有害物質が残っているか、たとえばほとんどのスラグを埋立した場合、それが有害かどうかということは検査していないんですね。

山田副参事 : その辺のところ、試行として試しにやってみて、R E Rさんのところで焼いてみて、実際焼いてみて。

住民 : だから試験場に依頼をしたんですかと聞いている。

山田副参事 : それはしてないです。そこのところを試行でやってみたいということと。

R E R : 今お話されているのは焼却残渣の件だと思っていいですか。焼却残渣を処分場に埋立する際には、どこの物でも成分検査、数十万かかります。確か40万ぐらいかかると記憶しております。それをやったもの以外うちの方では受け入れできないことになっております。そういうことで、それはR E Rのものを西南商事の処分場に入れるについても同じ手続きを踏みますので、それについては問題ないと、私は今の処理方法

であれば問題ないと思っている。

住民 : じゃあある面ではそれを埋立てるわけですね。

R E R : ですから、一部、ほんの一部、今残渣と言われましたので。その辺のところは私ども処分場が60何万m³という

住民 : おたくさんの問題ではない。県の

住民 : 最終的には埋めるんですよ。

R E R : 一部だけ。最終処分場がありますので。

住民 : それはもう運ばれたのか。

山田副参事 : 現場の廃棄物ですか。まだ運んでいません。

住民 : 試行で。

山田副参事 : まだやっていません。今、社長さんがおっしゃったのは、12年頃に、前のことです、発覚した時点で原因者が処理をした時の話です。

住民 : それを、ちゃんと成分を検査したり、その後何%残るか。その残ったものをどこに処理するかということは検討していないわけですね。

山田副参事 : 今、R E Rさんと結んだ処理というのは、あそこで溶融してもらって、それでR E Rさんでは実際には残渣、スラグですね、リサイクルに回す。それから溶融飛灰についても八戸の方の会社のほうに金属回収ということで回すということになっていますけれども、もしこれが県の産廃、県境の産廃を燃やした時もどういう形で最終的にR E Rさんで処理をしたのか、それからスラグの分析結果ですね、そういうものは契約上もらうことにしております。

住民 : 私が心配しているのは、その大量のそういうものがこの辺に埋められたら困ることなんです。

山田副参事 : その辺は、県としても、要するに事業者、発注者として最終的にどういう処理をされたのか、リサイクルに回されたのか、それから溶融飛灰として金属回収にどれだけ回されたのか、そういうのは

住民 : それは県の方で指導しないんですか。

山田副参事 : それはR E RさんはR E Rさんで処理後の残渣の処理とかりサイクルとか、そのルートがありますので、その中で適正にやられているのかどうか、どこにどういうルートで流れているのかと。それはある意味では特定会社名とか出る場合、伏せる場合がありますけれども、実際どういうルートで流しているのか、どれだけ流しているのか、それからスラグの分析結果、そういうものは把握していくということです。

住民 : 業者から出てきたデータをそのまま使うのか。

山田副参事 : それは業者さん

司会 : マイクなしで続いて発言をなさっていますので、先ほどから。

住民 : 大事なことですから聞いているんです。

司会 : お答えしていますけれども。

山田副参事 : 何とお答えすればいいのかですけれども、県としては最終的にどういうふうに分かれているのかはずーっと把握していくと。当然契約上そういうシステムになっていますし、廃棄物処理法上も処理委託した場合には最終的にどういう処理がされたのか排出事業者としては

住民 : その辺に埋めたらどうしますか。

住民 : 最終処分場はどこにやりますか。

住民 : 持っていかれた方でも迷惑なんだ。

R E R : すみません。ちょっと私、ダメだって言われますけれども。事業者として説明させてもらいます。勝手に埋めたり適正処理しなければ、許可が全部取消しになって私は逮捕されます。ですから

住民 : 勝手についていうのは県がね。

山田副参事 : それは県は、一つは排出事業者として処理を委託した業者として最終的なそれを把握していきますし、それに違反したものがあればそれは契約違反とかになります。それからもう一つは、県は廃棄物処理法の指導監督権者としての指導監督というのがありますので、我々今ここにいる者としては排出事業者という形で最終的な処理がど

うなされているのか、それがもし違法な形で処理をされていれば、それは当然契約違反とかそういうことになります。

住民 : 業者は。県はどういう態度をとるかということを知っている。

山田副参事 : それは当然もし違法な処理をされているとかということになれば契約解除とか、そういうこともあり得ます。

住民 : 違法してしまってからではどうにもならない。その前に県の方で決めないと。

山田副参事 : ですから、それは適宜そういう報告をもらっていくということです。

住民 : すみません。ちょっと長くなったので。

基本的に今のいろんな討論については、やはり長い間県の産廃行政の不信感が根強く住民の中にあつたと。特に、ここにいらっしゃる鎌田さんは長く産廃行政に携わってきて、この三栄化学のいろんな問題についても対処してきて、結局このような結果をもたらした人物だと私は思っています。結局、行政法律だと言いつつも基本的にそれが何も果たされてこなかったと、こういう結果を生んだという不信感がまず根底にあるということを理解しなければならないと思います。

もう一つは、基本的に契約をしたからこれから始まりますよではなくて、そういう古い行政の手法は止めて欲しいと。やはり住民、それから地域の人たちの言葉をちゃんと反映すれば、行政はこれからの新しい時代はやっぱり変えていかなくてはならないと思います。まず、ですから白紙撤回を求めます。

あと、それからお金が無い、何がない。これは大きな人間に害を及ぼす産業廃棄物が県内に散らばるといふことなんです。計画ではなくて、トラックが走ることによってトラックの排気ガスも出る。そして様々な危険、道路にもあるし、そういうことを考えた場合、決して真心が通じる問題ではないということをやっぱりちゃんと認識して欲しいと思います。やっぱり県民の健康のためにここはもっと頭を絞っていい知恵を出して、基本的に現地のもは現地で処理をすれば一番いいと思います。お金が無い云々というのは皆さんの、行政の手腕の無さを現しているんじゃないですか。もっとちゃんとした計画を立てていけばバタバタバタバタこういうことをしなくてもいいんだと思います。

それから R E R さんに聞きます。確かに立派なあれなんですけれども、聞くところによると非常にトラブルの多い機械だと聞いております。これで今から正式に引渡しを受けたのか、まずそこを確認したいと思います。

R E R : 引渡しを受けたかどうか。受けております。

住民 : いつですか。いつ。

R E R : いったいというのは、時期ですか。ですから、プラントができあがれば引渡しを受けます。

住民 : それは客観的に判断できますか、あなたに。

R E R : ですから、引渡しが終わっているかと言えば、引渡しは終わっていますよと。

住民 : 何年何月ですか。

R E R : いますぐには。プラントができた当初の話ですから。何年何月っていうことは。

住民 : いやいや。メーカーともいろいろとトラブルが起きているというのも聞いていますよ。

R E R : ですから、機械は、不具合は直してもらっています。

住民 : まだでしょう。現在進行形でしょう。

R E R : いやいや、トラブルというのは機械が

住民 : 私は正式には引渡しは受けていないと思っています。

R E R : 引渡しを受けておりますと言っているじゃないですか、私。

住民 : それを客観的にね、県も含めて第三者に分かるように明らかにして下さい。弘前のゴミ焼却炉で事故を起こしています。運転管理についても非常に問題がある。それは人為的なミスだそうです。単純な人為的なミス。これで多くの被害を弘前市に与えています。だから、ゴミが来るそのものよりも処理の問題も起きています。それを明らかにしてからにして下さい。第三者も含めてきちとしたもので明らかにしてもらいたいと思います。

R E R : 弘前の焼却炉の話は一方的に決めつけないでほしいと思います。人為的に、今何も結論が出ていません。人為的に起こした事故だとあなた断言できますか。何を根拠にそういうことを言うんですか。公衆の前で、いろんな事実がはっきりしない前にそういう

住民 : 資料を集めてきます。

R E R : どうぞ。持ってきて下さい。

住民 : 緑ヶ丘町会です。実は今日、うちの町会の役員会だったんですけれども、この説明会があるということで急遽曜日を変更しまして役員がこちらの方に来ております。明日このことについてまたいろいろと論議することになるんだろうと思いますけれども。

実は先週、町会内部で、この問題が非常に重要だと思ひまして、1回目、2回目の説明会の時に渡された資料に、そちらに問い合わせしましたものを加味して、全町民410世帯に全戸配布をいたしましたところ、まかれたその日から電話が鳴り止まないんですよ、これはどういうことでしょうか。確かに東奥日報などでも話題になっておりますけれども、まだまだ分からない人が圧倒的に多いということなんですよ。そして、あるお母さんは、「説明会があるんでしたら変更もあるのでしょうか、やらないこともあるのでしょうか」と言うんです。「そうじゃないですよ。これはもう契約をしまして、その後の説明会なんですよ」と言ったら、「それは説明会とは言わないでしょう。」ということなんです。確かにこれは当たり前の話なんですよ。

実は、物事というのは説明をして、いろいろ意見を集約をして、そしてその上に則ってまた次のステップというのが普通のわけでした、地域住民の皆さんは極めて当たり前の発言をされているんだなと思ひまして、先ほど来何度も言うておりますけれども、元に戻して、白紙撤回をしてまた新たなスタートでやっていくということに私は大変賛成です。

それから、なぜ田子にできないのかという随分寄せられました。「それはお金がかかるでしょう。」というふうに答えましたら、「田子からここまで持ってくるのに運搬費用が相当かかるでしょう。」なるほどそうですよね。それで、私は民間会社に電話を試みまして、通常の瓦礫や砂を10トン車で片道155キロしたらどのくらいかかるかと。「8万から9万くらい」という話でしたが、例えば産業廃棄物の場合はどうなるかと言ったら、「それは全く別だ」という話でした。

今日、青森県のトラック協会に電話をいたしまして同じような質問をしました。通常のダンプで10トン車で片道155キロ、まあ片道150キロで大体決めているんだそうですけれども、5万9千何十円。「これが産業廃棄物だとどうなりますか」と聞いたら、「それはまた話が別だ」と。それはひょっとしたら田子かと逆に質問されました、「実は説明会があるんです。その予備知識にちょっと知りたいと思ひまして失礼ですけれども電話をしました。」と。「あれは感染だ。医療廃棄物も何でも入っているから、あれをきちんとやるとすれば倍倍。20万もかかります。」というような話でした。

そうすると、先ほどの県の説明の中に処理費の中で1トン当たり5万円、その内2万8千円が処理費用になりまして、残りの2万2千円がその他というふうになります。仮にこれを、2万2千円の内2万円を運搬料だというふうに考えますと話はぴったり合うわけですね。2万円×10トン車ですから1日20万円です。先ほどのトラック協会が20万円もあればという話でしたから、「なるほど、その辺が相場なんだな。」と思ひました。

ところで、もし1日20万円かかった場合に、1年で500万円かかります。1年

間で12億2500万。もし仮に10年間だと122億円もかかります。先ほどの建設費、今日実は午後工場見学にまいりまして、私が聞いたのではないのですが、社長さんが、「120億円もかかった」かかりましたよというお話が出たんです。120億円もかかったと。またこれもぴったりするわけなんですね。運賃の122億円の予算があれば、120億円の工場もできるのかなと、私はそう思ってしまったわけです。

だから、いろいろと素人ながら疑問もいろいろありますので、やはりここは先ほど来言っているように白紙に戻しまして、それぞれの町会毎の説明会を丁寧にやっていくと。質問事項が出たらそれに回答、説明書もつけて全戸に配布をします。そういうことを繰り返しやった上で十分いいのではないかというふうに考えます。

住民 : 白紙撤回だぞ。

住民 : あのね、と言うことであれば、だから先ほども言いましたように八戸工業大学の研究結果を待って、それで今までの必要な経費を使って、現地に処理施設を造った方がコストも安く安全に処理できるのではないかということで、とりあえず今回の運搬問題は白紙撤回をお願いします。

住民 : 白紙撤回ということに大賛成です。でも環境省と県がした産業廃棄物の関係がありまして、その中に医療関係の廃棄物、ちゃんと県の側でこういう、長いので詳しくは申し上げませんが書いてございます。これを基に、これをご覧になっているかどうか非常に甚だ疑問な回答でございました。これはもうとっくに前から申し上げて、ですから、これはご自分たちで決めた規則を自分たちでやるという以外何ものでもありません、と私は思います。そういう意味で撤回は当然のことだと思いますし、白紙撤回という住民の視点を出しても、これをどのように処理されるか、最後の結論を聞きたいと思います。

司会 : 感染症についてご説明をさせて下さい。

山田副参事 : 医療系の産業廃棄物ですね、これはちょっと誤解なさっていると思います。1回目、2回目に私が説明をしたんですけれども、現場に確かに医療系の注射針とか点滴のチューブが混じっています。大体これまでの調査で、現場全体の1%ぐらいが混じっていますが、皆さん心配なのは、やはり感染性の細菌ですね、病原細菌とか病原ウイルスが着いていないかということが心配だと思います。これについては、国の方でも専門家を集めて検討をしています。あそこの場合は、もう廃棄、産業廃棄物が投棄されてから何年も経っているので、そういう細菌とかウイルスは生存していないという結論が出ていますし、県の環境保健センターでも現場から採取しまして、その細菌とかウイルスの検出試験をしております。そういうことで、県の環境保健センターの分析結果も出ております。

住民 : 全部調べたのかどうかが一番問題だ。

住民 : 先ほどから説明されているんですけども、投棄されたものの量、どういうふう
に計算されたのか。それから先ほどからも言っているように、サンプルを採って、ポー
リングになると思うんですけども何ヶ所やったのか。私がちょっと見た資料により
ますと、あのぐらいの廃棄物の量になると100本近いボーリング調査をしないと出
ない。あの後で100本近くボーリングするのは不可能であると何か偉い先生が言っ
ているみたいですけども、それで何か一番最近の機械であそこをどのぐらいの量が
出したのか、機械で出したらしいんですけども、本当にそれだけで収まるのか、そ
の機械は本当にそれだけ正確なものなのか。県としてはどういうふうな調査をして、
今皆さんに説明をした医療廃棄物であるとか注射針、細菌は無いって思われますとか
という答えを聞きたくてここに集まっているのではないんです。絶対安全だとかいう
言い方をしないと誰も信用できないでしょう。

今までのおたくたちの態度は全部そうじゃないですか。田子からの問題に始まって。
どこに行っておなたたちが誠意を見せる。どこで誰に。

それから一番最初にありました、説明が遅いのであれば真摯に受け止めるのではな
くて、あなたは何て言いましたっけ。

三浦室長 : 1回目の時は真摯に受け止めるという言い方をしたと思います。

住民 : 今日です。今日あなたは何て言いましたっけ。

三浦室長 : 契約は、契約をしてからでないといけないと。

住民 : 何でしたっけ。私が期待をしていた答え方ではなかった。一番最初に、あなたが住
民の方からそう言われると。どういう言い方がちょっと忘れちゃったけれども、その一
言で今日のあなたの態度がはっきり出ていると思います。持ち帰ってテープを起こせ
ば分かると思いますけれども。

今日で3回目だと言うんだけど、今までの議事録もなければ、皆さんの記憶が
ものすごく正確なんでしょうけれども、私のようなバカなやつにはとても前回の回答
がどうで、どういう質問があって答えをしているか全く見えません。今日始めて聞き
ました。

こういう集会があるということも、県の立場から地域住民にお知らせがあったんで
しょうけれども、どのぐらいの割合で知られているのか、そういう評価とかもされた
んでしょうか。

そういうこともなく地域住民に説明をした、何回した、そういう回数だけとか、行
ったという事実、それだけで行動しているような気持ちがあるのではないのですか。
回数を何回やったからもういいだろうと。何回でも同じような質問しか出てこないか
ら、もうこれ以上は同じ様な質問に答えることもしない。そういうような態度がどこ

かにありませんか。

それから最初に、県の職員も産廃問題では処分をされていると言いました。当たり前じゃないですか、そんなこと。皆さんだってやりたくてやったわけではないだろうけれども、それは当然でしょう。だって県だってうちから税金をもらってあんたら仕事をしているんでしょう。その産廃を誰が買ったの。県が買ったんでしょう。県の所有物にしたんでしょう。だから県でやらなければいけなくなったわけでしょう。最初にもっと真剣に青森県の住民を考えていたら何か行動があったはずでしょう。こんなに大量に、全国の笑いものですよ。田子でもめてまた笑われて。今度は新城でもめて笑われる。何を考えている。本当に仕事を真剣にやっているんですか。あんたら税金どろぼうじゃないのか。

だってそうじゃないですか。今までの説明だってそうじゃないですか。えっ。さっき言った、トン5万円ですよ。さっきの計算。私の数字はよく分からないけれども、全部足したら新しい処理装置が造れるんじゃないですか。だから、おたくらはその場その場だけを逃れているんですよ。失礼ですと言うけれどもさ、その失礼な集会をあなたたちが開いたんですよ。それで誠意があると思われませんか。

住民 : ちょっと確認しますが、いいですか。現在廃棄物が溜まっている場所はね、今は県の所有地になっていますよね。三栄工業ですか、そこから無償で譲り受けられたという具合に私は承知しているんですが、間違いはないですか。

山田副参事 : それはそのとおりです。県の方で無償でもらっています。と言うのは、理由は、そこは元三栄化学の社長が死んで、その弟さんが相続をして私有地になっていますけれども、これから県が税金をかけてそこをきれいにしていくという中で、ある意味きれいにした後で所有者がそこをまた自分で何かに使ったりするのは、非常に県としては税金を使った手前上まらずいということで、県の所有にしておきたいということで県の方でもらいうけしています。

住民 : とすることは、その場所に処理施設を建設しても何ら土地関係の問題は生じないということですね。

山田副参事 : それは県の所有地ですけれども、はい。ただ、そこに造ることはさっきから、今日の問題では何度も説明をしていますけれども。

住民 : 最後に確認ですけれども。ちょっと鶴ヶ坂や何かには現場などを見せてきちんと説明をしたということなので、私たちも是非現場も見たいし、田子の町役場とか町民と一緒に会話をしたいと要望したんですが、それはどうですか。今回答、できませんか。

三浦室長 : 後で、最後に申し上げようと思っていたのですが、挨拶の一環ということで申し上げようと思っていたのですが、不法投棄現場見学会、これはこちらの地域でも希望を

取って実施したいと思っています。田子町とも住民の意見交換、これは田子町の方にも聞かないとダメですので、今ここで私の方からは言えないのですが、現地の見学会、これは町内会毎に希望を取りながら実施していきたいと思います。

住民 : はい、分かりました。

住民 : この集会、とても不思議な感じで参加しています。と言うのは、冒頭、三浦室長さんですか、白紙撤回をするつもりはありませんという言葉から始まりました。と言うことは、この集会は一体何なんのでしょうか。ここに集まっている人たちの多くは白紙撤回をして欲しいという気持ちを込めて今まで話をしてきたわけです。いろんな疑問を話して、県の人たちがそれについて答えて、それはこういうような集会を開いて、この白紙撤回をしないで、この産廃をずっと進めていくということを前提にした話し合いなんのでしょうか。私たちが今までここで2時間半かけていろんな話をして、行政の方たちは私たちのこういうふうな気持ちをどう受け止めているのでしょうか。そこがすごく疑問です。この話し合いは何もならなくて、これからスケジュールでやっていくんですよ、話し合いは一応したんですよ、ただそれだけの格好をつけるための話し合いなんのでしょうか。答えて欲しいと思います。

三浦室長 : 最後の答弁も含めて私の方からお話をしたいと思います。

今日は3回目、回数はともかく今まで出ていない意見、出た意見含めて多岐にわたって出していただきました。今日、新しいお話としましてはマニュアルを町内会に配布して欲しいというお話だとか、町内会の皆さんの不法投棄現場への現地見学、それからこれは大変申し訳なかったのですが、青森市から来た文書の提供、これはうっかりしていました。それから要望のありました町内会への説明会、これも前回あった話ではありますが、これも後からでもやっていきたいと考えております。一番肝心の、皆さんからご意見がありました白紙撤回を求めるというお話ではありますが、県はスケジュールどおり進めていくのか、強行するのかという主旨のことかと思いますが、実際のところスケジュールはかなり壊れているわけです。段取りとしましては、まず中旬以降に撤去ということで考えていたのですが、それにつきましても今日6日になっておりますので、スケジュールはもうかなり遅れているということ。ただ、それは皆さんのご理解が得られるまではなかなか前に進みにくいということもご質問に答えて申し上げたわけですが、今日もそのつもりでおります。白紙撤回については、契約をしてから説明をしていることについて、皆さんのご不満、ご不信、それは私どもも真摯に受け止めなければなりません。これも何度も申し上げたかと思いますが、その気持ちは今も変わりありません。ただ、全量、田子町のことだけを申し上げるわけにはいかないわけですが、田子町が抱えている廃棄物の非常に大きな不安感、これらもまた早く解決しなければならない問題でありますし、その辺のことも考えるとやはり今年度はR E Rさんへの搬送、こういったことがやはり必要かなというふう考えております。現時点では処理できるところが他に無いということでのこれは処置であ

ります。ただ、今後八戸ルートというのもできるわけですので、その辺に期待をかけているわけですが、それと関連しまして現地処理の話、それは田子町からもお話のとおりご要望がありました。ただ、お金の話はあまりしたくないわけですが、かなりのお金がかかるということと、これは私の個人的な考えもあるわけですが、田子町というのはニンニクとか牛肉の全国的なブランドの名産品もあります。そういう所にそういう廃棄物の施設を建てることによってブランドがどうなるかという心配、これはある程度個人的な心配であります。

(会場から「新城ならかまわないのか」との趣旨の発言が多数有り。)

田子町ということで限って申し上げたわけですが、それと廃棄物が約9年で終わったあと施設がどうなるのかということ。また全国からゴミが集まってくるのではないかとということが考えられますので、そういったことも考えて県としてはそういうことはできないということを申し上げていたわけです。

ただ、さっきの説明の中にありましたように、田子町として業者にいろいろ提案を受けているわけですが、その辺のところでは田子町なり民間業者が施設を造ることについては県としても拒否できないわけですので、その辺はまた別の道で考え方が進んでいるかと思えます。

現地処理としてはそういう状況ですが、県としては皆さんからの白紙撤回の声、今日お集まりの方、1回目・2回目に比べ倍近い方が集まっていたということとは皆さんの声を非常によく聞く機会ができて大変ありがたく思っておりますが、顔ぶれもかなり違ってきているということもあります。周知してきているということですね。その白紙撤回を求める声については、また帰って上司に報告をしなければなりません。県としましてはさっき言いましたような町内会ごとの説明会とか、不法投棄現場の現地見学、これを通してまた真摯な気持ちで皆様方とまたお話し合いをしていければと考えております。

今日は2時間半も時間をとっていただきまして、結論は皆さんおっしゃるとおりでなかったわけですが、白紙撤回という声は十分に心に留めておくことといたします。

今日は長い時間、本当にありがとうございます。

住民 : 今度は責任とれる人間が来いよ。部長とか。

住民 : 三村知事の発言が問題なんだ。そもそも全量撤去するということを公言したからこういう問題になる。